

## 覚 書

設置者(以下「甲」という。)及び工事業者(以下「乙」という。)は、浄化槽設置補助金の交付を受けた浄化槽に関し、下記の項目により覚書を締結し、甲と乙は信義誠実にこれを履行する。

### 記

- 1.甲は、浄化槽法第7条の規定による水質に関する検査を受け、検査の結果浄化槽の設置について改善を要すると指摘を受けた場合、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求し、または補修に代わる損害賠償を請求できる。
- 2.前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が、甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合にはすることができない。
- 3.乙は、甲から第1項の規定により瑕疵の補修を求められた場合には、速やかに行わなければならない。

以上覚書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

「甲」 設 置 者 印

「乙」 工 事 業 者 印